

第 108 回丹波市議会臨時会

自 令和 2 年 5 月 12 日

至 令和 2 年 5 月 14 日

議案審議資料

(No. 1)

【目次】

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ①議案第54号（丹波市国民健康保険条例改正） | ・・・ 1～3 |
| ②議案第55号（丹波市国民健康保険税条例改正） | ・・・ 4～8 |
| ③議案第56号（丹波市後期高齢者医療に関する条例改正） | ・・・ 9～10 |
| ④議案第57号（丹波市介護保険条例改正） | ・・・ 11～14 |

議案第54号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

国民健康保険被保険者等の被用者に対する傷病手当金の支給について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項の規定に基づき、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者等の被用者に対して傷病手当金を支給できるようにするため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 国民健康保険被保険者等の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者がその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するよう改正し、傷病手当金の額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。適用期間については、令和2年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）とする。また、その期間受けることができる給与等の額が、算定される傷病手当金より少ないときは、その差額を支給する。

- (2) 字句の修正

3 施行日

公布の日から施行し、改正後の丹波市国民健康保険条例附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

【国民健康保険法 抜粋】

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

3 市町村及び組合は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託することができる。

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 平成30年3月8日条例第15号 （罰則）</p> <p>第14条 市は、世帯主が<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u>第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料を科する。</p> <p>附 則</p>	<p>○丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 平成30年3月8日条例第15号 （罰則）</p> <p>第14条 市は、世帯主が<u>法</u>第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料を科する。</p> <p>附 則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>6 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>7 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>8 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p> <p>9 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全額又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受</u></p>

けることができる給与等の額が、第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全額又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

11 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

議案第55号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者の数に乘ずる金額を28万円から28万5,000円とし、2割軽減の基準については被保険者の数に乘ずる金額を51万円から52万円に改正する。
- (2) 所得割額の算定等に係る長期譲渡所得等の特別控除について、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除を追加する。

3 施行日等

公布の日から施行し、令和2年度分の国民健康保険税から適用する。
長期譲渡所得等の特別控除の追加については、令和3年1月1日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和2年3月10日条例第10号 （国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,970円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,420円</p> <p>（イ） 特定世帯 7,210円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 10,815円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,670円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,170円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,255円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,260円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等</p>	<p>○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和2年3月10日条例第10号 （国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,970円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,420円</p> <p>（イ） 特定世帯 7,210円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 10,815円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,670円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,170円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,255円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,260円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等</p>

割額 1世帯について4,270円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(イ) 特定世帯 1,550円

(ウ) 特定継続世帯 2,325円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,050円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(イ) 特定世帯 2,060円

(ウ) 特定継続世帯 3,090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険

割額 1世帯について4,270円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(イ) 特定世帯 1,550円

(ウ) 特定継続世帯 2,325円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,050円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(イ) 特定世帯 2,060円

(ウ) 特定継続世帯 3,090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険

者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について1,620円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1,240円

(イ) 特定世帯 620円

(ウ) 特定継続世帯 930円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2
項に規定する世帯主を除く。）1人について2,
360円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について1,220円

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特
例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被
保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34
条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、
第6条、第8条及び第23条の規定の適用について
は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額か
ら同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並び
に法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の
金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3
3条の4第1項若しくは第2項、第34条第4項、第3
4条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、
第35条の2第1項_____又は第36条
の規定に該当する場合には、これらの規定の適用に
より同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の
金額から控除する金額を控除した金額。以下この項
において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）
の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山
林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得
金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額
（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある
のは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4
項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並
びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得
の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特
例）

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民
健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者
が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合に
ついて準用する。この場合において、前項中「法附
則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」
と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡
所得の金額」と、「第35条の2第1項_____

者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について1,620円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1,240円

(イ) 特定世帯 620円

(ウ) 特定継続世帯 930円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2
項に規定する世帯主を除く。）1人について2,
360円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について1,220円

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特
例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被
保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34
条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、
第6条、第8条及び第23条の規定の適用について
は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額か
ら同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並び
に法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の
金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3
3条の4第1項若しくは第2項、第34条第4項、第3
4条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、
第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の
規定に該当する場合には、これらの規定の適用によ
り同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金
額から控除する金額を控除した金額。以下この項に
おいて「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）
の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山
林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得
金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額
（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある
のは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4
項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並
びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得
の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特
例）

7 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民
健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者
が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合に
ついて準用する。この場合において、前項中「法附
則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」
と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡
所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の

_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

議案第56号

丹波市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

1 提案の趣旨

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）が令和2年5月1日に改正されたことに伴い、傷病手当金に係る申請書の受付について整備するため、提案するものである。

2 改正の概要

丹波市後期高齢者医療被保険者等の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に対し、兵庫県後期高齢者医療広域連合から傷病手当金が支給されるため、市で受付事務が行えるよう改正する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市後期高齢者医療に関する条例（平成20年丹波市条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>丹波市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日 条例第11号 最終改正 平成30年3月8日条例第17号 （市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1） 広域連合条例第2条に規定する葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（2） 広域連合条例第18条に規定する保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>（3） 広域連合条例第19条第2項に規定する保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付及び当該申請書に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>（4） 広域連合条例第20条第2項に規定する保険料の減免に係る申請書の提出の受付及び当該申請書に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>（5） 広域連合条例第21条本文に規定する申告書の提出の受付</p> <p>（6） 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>	<p>丹波市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日 条例第11号 最終改正 平成30年3月8日条例第17号 （市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1） 広域連合条例第2条に規定する葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（2） 広域連合条例第18条に規定する保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>（3） 広域連合条例第19条第2項に規定する保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付及び当該申請書に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>（4） 広域連合条例第20条第2項に規定する保険料の減免に係る申請書の提出の受付及び当該申請書に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>（5） 広域連合条例第21条本文に規定する申告書の提出の受付</p> <p><u>（6） 広域連合条例附則第5条から第7条までに規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>（7） 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>

議案第57号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、令和元年10月から実施されている消費税率引上げによる増収を財源に、令和2年度においても低所得者に対して更なる保険料負担軽減が実施されるため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）に規定している平成30年度からの3年間の介護保険料率について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に規定されている所得段階第1段階から第3段階の令和2年度軽減賦課に関する内容を修正する。

(2) 字句の修正

3 施行日

公布の日から施行し、令和2年度分の保険料から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日 条例第130号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和元年5月31日条例第2号 (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 24,730円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 44,520円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,010円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,610円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,680円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 84,810円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 91,880円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を</p>	<p>○丹波市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日 条例第130号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和元年5月31日条例第2号 (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 24,730円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 44,520円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,010円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,610円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,680円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 84,810円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 91,880円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を</p>

除く。)又は次号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 106,020円
ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 120,150円
ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 134,290円
ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 139,940円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,430円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,430円」とあるのは、「35,690円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,430円」とあるのは、「51,240円」と読み替えるものとする。
(普通徴収の特例)

第7条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において徴収すべき保険料に限り、当該第1

除く。)又は次号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 106,020円
ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 120,150円
ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 134,290円
ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 139,940円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、14,130円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「14,130円」とあるのは、「26,850円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「14,130円」とあるのは、「49,470円」と読み替えるものとする。
(普通徴収の特例)

第7条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法_____第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において徴収すべき保険料に限り、当該第1

号被保険者について、その者の前年度の所得段階における当該年度の保険料率を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

附 則

（延滞金の割合の特例）

第5条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

号被保険者について、その者の前年度の所得段階における当該年度の保険料率を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定によって保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

附 則

（延滞金の割合の特例）

第5条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法
第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。